

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年2月22日(2018.2.22)

【公表番号】特表2017-514538(P2017-514538A)

【公表日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【年通号数】公開・登録公報2017-021

【出願番号】特願2016-552558(P2016-552558)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/34 (2006.01)

A 6 1 B 17/16 (2006.01)

B 2 5 B 21/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/34

A 6 1 B 17/16

B 2 5 B 21/00 5 4 0 Z

B 2 5 B 21/00 5 3 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月15日(2018.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

装置であつて、

遠位端と近位端とを有するハウジングと、

前記ハウジングに配置されたモータと、

前記近位端から離れる方向に前記ハウジングの前記遠位端から外向きに延びるとともに、骨の内側部分へのアクセスを提供するように構成された骨内デバイスに結合された駆動シャフトと、

前記モータの起動が前記駆動シャフトの回転を生じるように前記モータ及び前記駆動シャフトに結合されたギアボックスと、

前記モータに給電するように構成されたバッテリと、

を含み、

前記ギアボックスは、前記ハウジングに摺動可能に配置されるとともに、前記骨内デバイスを通した前記ハウジングの前記近位端の方向の前記駆動シャフト上への閾値力の印加時に、前記駆動シャフト及びギアボックスが前記ハウジングの前記近位端に向けて摺動し、それによって前記モータと前記バッテリ間の電気回路が閉じるように構成される、

ことを特徴とする装置。

【請求項2】

前記駆動シャフトは、前記ハウジングの前記遠位端の方向に付勢されることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記バッテリと前記モータとに結合され、前記ハウジングの前記近位端と前記ギアボックスの少なくとも一部分との間に配置されたスイッチ、

を更に含み、

前記スイッチは、前記駆動シャフト上への前記閾値力の印加時に前記回路を閉じるよう

に構成される、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 4】

前記スイッチは、前記モータと前記ハウジングの前記近位端との間に配置されることを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 5】

前記スイッチは、ベースと前記ベースに対して軸線方向に移動可能なプランジャーとを含むことを特徴とする請求項 4 に記載の装置。

【請求項 6】

前記モータ及びギアボックスは、互いに固定軸線方向関係で結合され、かつ前記ハウジング内で一緒に摺動可能であることを特徴とする請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 7】

前記モータ及びギアボックスは、前記ハウジングの前記遠位端の方向に付勢されることを特徴とする請求項 6 に記載の装置。

【請求項 8】

前記モータと前記ハウジングの前記遠位端との間に配置されたバネを更に含むことを特徴とする請求項 7 に記載の装置。

【請求項 9】

前記ハウジングは、前記遠位端と前記近位端の間を延びる主要部分と、前記主要部分の長手軸に対して非平行角度で前記主要部分から横方向に延びるハンドル部分とを定めるこことを特徴とする請求項 1 から請求項 8 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 10】

前記駆動シャフトの少なくとも一部分が、等辺多角形断面形状を有することを特徴とする請求項 1 から請求項 9 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 11】

前記駆動シャフトの前記少なくとも一部分は、5 角形断面形状を有することを特徴とする請求項 10 に記載の装置。

【請求項 12】

機械的ロックアウト、

を更に含み、

前記ハウジングの前記近位端の方向の前記駆動シャフト上への前記闕値力の印加時に前記機械的ロックアウトが前記駆動シャフト及びギアボックスが前記ハウジングの前記近位端に向けて摺動することを防止し、それによって前記駆動シャフト及びギアボックスが前記モータと前記バッテリの間の前記電気回路を閉じることを防止するように、前記機械的ロックアウトが、前記駆動シャフトの少なくとも一部分の近くで前記ハウジングの中に取り外し可能に挿入されるように構成されたタブを含む、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 13】

前記機械的ロックアウトは、針カバーを含むことを特徴とする請求項 12 に記載の装置。

【請求項 14】

前記電気回路の 2 つの導電部分の間で前記ハウジングの中に取り外し可能に挿入されて装置が殺菌中に通電されることを防止するように構成されたストリップを含む電気的ロックアウト、

を更に含み、

前記機械的ロックアウトは、前記電気的ロックアウトに結合される、

ことを特徴とする請求項 12 または請求項 13 に記載の装置。

【請求項 15】

前記電気回路の 2 つの導電部分の間で前記ハウジングの中に取り外し可能に挿入されて装

置が殺菌中に通電されることを防止するように構成されたストリップを含む電気的ロック  
アウト、  
を更に含むことを特徴とする請求項 1 に記載の装置。